Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間
第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
1　鳥獣保護区指定の目的と意義
2　鳥獣保護区の指定方針
3　鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
4　特別保護地区の指定
5　特別保護指定区域
6　休猟区の指定
7　鳥獣保護区の整備等
第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
1　鳥獣の人工増殖
2　放鳥獣等
第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
1　捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項
2　目的別の捕獲許可の基準
2－1　学術研究を目的とする場合
2－2　鳥獣の保護を目的とする場合
2－3　鳥獣の管理を目的とする場合
2－4　その他特別の事由の場合
3　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
3－1　捕獲許可した者への指導
3－2　許可権限の市町村長への委譲
3－3　鳥類の飼養登録
3－4　販売禁止鳥獣等の販売許可
3－5　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項
第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
1　特定猟具使用禁止区域
2　特定猟具使用制限区域
3　猟区
4　指定猟法禁止区域
第六　特定計画の作成に関する事項
1　計画作成の目的
2　対象鳥獣の単位
3　計画期間
4　対象地域
5　計画の目標
6　保護事業又は管理事業
7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項
8　計画の記載項目及び様式
9　計画の作成及び実行手続
10　計画の見直し
11　計画の実行体制の整備
第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
1　鳥獣の生態に関する基礎的な調査
2　法に基づく諸制度の運用状況調査
3　新たな技術の研究開発
第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
1　鳥獣行政担当職員
2　鳥獣保護管理員
3　保護及び管理の担い手の育成及び配置
4　鳥獣保護管理の総合的な拠点整備
5　取締り
6　必要な財源の確保
第九　その他
1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
2　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い
3　狩猟の適正化
4　傷病鳥獣救護への対応
5　油等による汚染に伴う水鳥の救護
6　感染症への対応
7　普及啓発
Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項
第一　指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項
1　目的
2　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目
第二　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項
1　背景及び目的
2　対象鳥獣の種類
3　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
4　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項
第三　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続
1　関係地方公共団体との協議
2　利害関係人の意見の聴取
3　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告
4　国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続
5　国の機関が実施する場合の手続
第四　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方
1　委託先の考え方
2　委託契約のあり方及び考慮すべき事項
3　従事者証の交付
第五　夜間銃猟の実施に関する作業計画
1　夜間銃猟の委託と作業計画の作成
2　夜間銃猟の実施手続
第六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価